

1. 事業説明シート

事業名	急傾斜地崩壊対策事業 [急傾斜地崩壊対策事業 (国補)]	事業箇所	南巨摩郡南部町福士	地区名	東根熊の2 (ヒガシネグマノニ)	事業主体	山梨県
-----	------------------------------	------	-----------	-----	------------------	------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景

東根熊の2地区は山梨県南部の南部町に位置する急傾斜地であり、平成18年11月20日に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている。当該斜面は平均斜面高119m、平均勾配37度の急傾斜地で、保全対象には人家10戸、町道があり、当該斜面が崩壊した場合には、人命に影響のある災害が発生する可能性があるため、事業の実施が急務である。

②整備目標・効果

□主要目標 ○崖崩れ被害の防止  
 ・災害実績：無  
 ・保全人家戸数 人家10戸 > 5戸以上※  
 ・重要公共施設の有無 無  
 (保全対象=人家10戸、町道 L=270m)  
 ※評価基準値

□副次目標 -

□副次効果 -

(2) 整備内容

①整備内容 重力式擁壁工 H=4.0m L=200m  
 ②着手年度 令和6年度 ③完成見込年度 令和15年度  
 ④総事業費 約450百万円  
 (国費214百万円(4.75/10)県費214百万円(4.75/10) その他23百万円(0.5/10))

⑤年度別の整備内容 (事業費)	
令和6年度	地形測量、地質調査、詳細設計 20 百万円
令和7年度	用地測量、用地取得、立木補償 10 百万円
令和8年度	重力式擁壁工 50 百万円
令和9年度	重力式擁壁工 50 百万円
令和10年度	重力式擁壁工 50 百万円
令和11年度	重力式擁壁工 50 百万円
令和12年度	重力式擁壁工 50 百万円
令和13年度	重力式擁壁工 50 百万円
令和14年度	重力式擁壁工 60 百万円
令和15年度	重力式擁壁工 60 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費

・未整備

(3) 事業の妥当性評価

①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か)  妥当  妥当でない

急傾斜地法第12条に基づいており、行政が行うことが妥当

②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか)  妥当  妥当でない

急傾斜地法第12条に基づいており、行政が行うことが妥当

③経済妥当性  妥当  妥当でない

総事業費	450 百万円	工期	R6~R15	基準年	R5
経済効率性	費用	359 百万円	便益	1,026 百万円	
	建設費	359 百万円	一般資産被害防止	370 百万円	
	維持管理費	百万円	人身被害防止	46 百万円	
			公共土木施設等被害	163 百万円	
			その他※	447 百万円	
B/C			2.9		

※その他は、応急対策(家計)、人的被害(精神的損失)  
 費用便益比 (B/C) は、国の採択基準1.0を超えている。

④事業実施・規模の妥当性  妥当  妥当でない

地形条件を考慮し、必要最小限の規模とした。

⑤整備手法の有効性  妥当  妥当でない

地形・地質状況から急傾斜地対策として最も効果的かつ経済的な施設計画とした。

⑥環境負荷等への配慮  妥当  妥当でない

環境負荷の少ない工法を採用するとともに、必要最小限の掘削とした。

⑦事業計画の熟度  妥当  妥当でない

地元の要望に基づいており、南部町から受益者負担金の同意は得られている。

総合評価

[貢献度ランク: b]

(4) 事業位置図等



## 2. 添付資料シート

